

茨城県の自宅の眼前の水路で高い放射線量が測定され、被曝の不安を感じた子供1名を含む家族3名に対して慰謝料の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2、申立人X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記一覧表の損害項目（同表記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目	和解案
精神的損害（X1）	4万0000円
精神的損害（X2）	4万0000円
精神的損害（X3）	20万0000円
合 計	28万0000円

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間にかかる和解金として、金28万円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対し別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 6 申立の取り下げ

申立人は、その余の項目に関する請求については、申立を取り下げる。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月28日

（仲介委員長 脇田康司、仲介委員 行方美彦、同 森 哲也）